令和5年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和5年3月17日(金曜日)

午後1時30分 再開

午後3時02分 散会

令和5年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和5年3月17日(金曜日) 午後1時30分 再開

◎議事	ㅁ 4ㅁ	(口. \
の譲事	口作	(男4	万)

再開宣告

開議宣告

日程第1 議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第2 議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第3 発議第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正について

日程第4 発議第1号 豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第5 委員会報告

議案第3号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

について

議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第5号 豊浦町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第6号 豊浦町職員定数条例の一部改正について

議案第7号 豊浦町墓地条例の一部改正について

議案第8号 豊浦町国民健康保険条例の一部改正について

議案第9号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第10号 第6次豊浦町総合計画後期基本計画について

議案第11号 令和5年度豊浦町一般会計予算について

議案第12号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計予算について

議案第13号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計予算について

議案第14号 令和5年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第15号 令和5年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について

議案第16号 令和5年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について

議案第17号 令和5年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について

議案第18号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について

議案第27号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正について

少数意見の報告

◎追加議事日程

日程第1 議案第30号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)について 散会宣告

◎出席議員 (7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山田秀人君 3番 小川晃司君

4番 勝 木 嘉 則 君 6番 渡 辺 訓 雄 君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 井 君 村 洋 一 副 町 長 須 田 歩 君 君 教 育 長 葛 西 正 敏 代 監査 委 員 菅 野 厚 志 君 表 総 務 課 長 本 所 淳 君 地方創生推進室長 君 久々湊 忍 地方創生推進室長補佐 和 君 竹 島 英 町 民 課 長 竹 林 善 人 君 農 林 長 君 課 井 上 信 政 農 事 栄 君 林 課 参 瀬 野 君 水產商工観光課長 長谷部 晋 課 設 長 武 石 修 君 建 設 課長補 佐 佐 藤 貴 君 会 計 管 理 者 Ш 端 康 子 君 生 涯 学 習 杉 昭 君 課 長 谷 佳 総合保健福祉施設事務長 弘 樹 君 原 藤 総合保健福祉施設事務次長 下 克 哉 君 阪 国民健康保険病院事務長 橋 美 香 君 高

◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 熊
 坂
 早智恵
 君

◎再開宣告

〇議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

休会前に引き続き、定例会3月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

なお、町長から、本日の追加議案として、議案第30号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算 (第11号) についてが提出されたことに伴い、去る3月9日に議会運営委員会を開催し、本日の日程に追加の上審議することとなっておりますので、議会運営委員会で決したとおり、追加議案として提出されました議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時30分再開 午後 1 時30分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

それでは、追加議案として提出されました議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として、 直ちに議題とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、そのように議題とすることに決定いたしました。

◎議案第30号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)について

〇議長(根津公男君) 追加日程第1、議案第30号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 議案第30号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ1億1,911万6,000円を追加 し、総額を57億1,449万7,000円といたします。

補正内容は、別添の補正予算概要書のとおりでございますが、歳出では、漁業系一般廃棄物 リサイクルセンターにおけます、漁業系廃棄物処理委託業務の受託者であるいぶり噴火湾漁業 協同組合が、令和4年4月から11月まで実施しましたリサイクルセンター施設の処理能力を大 幅に超える水産残渣物等を、他自治体の処理施設に依頼した処理等に係る費用に対する本町負 担分に係る所要額を増額補正いたします。 歳入においては、歳出に係る財源調整として、財政調整基金を増額措置いたします。 以上で、議案第30号について、提案理由の説明を終わります。

- O議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 確認ということで、質問させていただきたいと思います。

委託業務ということで、いぶり噴火湾漁業協同組合が漁業系一般廃棄物の処理について委託を受けているという責任において、この残渣水、雑物については処理をしたということを、議会の中でも協議会を開いて詳しく説明をいただき、また、そのことについて同僚議員からいろいろと質疑があったのですけれども、本会議場ですので、改めて質問させていただきたいと思います。

お金の関係なのですけれども、委託業務先のいぶり噴火湾漁業協同組合で、金額については 全て弁済したという状況で、今回の補正予算ということになったのかどうか、確認の意味でご 答弁いただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 4月以降、かかっておりました処理費用につきまして、 漁業協同組合のほうに支払い関係の書類を確認させていただきまして、全てお支払い済みとい うことになってございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 補正の目的にあります残渣物の処理は、他自治体の処理施設へということでありますが、これはどこの地方公共団体なのか、そして、施設は公共施設なのか民間施設なのか、そこを明らかにしていただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- ○水産商工観光課長(長谷部 晋君) まず、残渣水のほうですけれども、4月から6月まで処理しておりますが、これは新ひだか町の民間企業の処理施設で処理していただいております。 あと、残渣物につきましては、八雲町ですけれども、こちらは町の施設で処理していただいております。
- 〇議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** こういうことは今後もあり得るのかということなのですが、これはイレギュラーなことで、こういう事態はこれしかないというものなのか、今後、リサイクルセンターの運営の中で、全て処理は賄えるようなものになるのか、ここはきちっと捉まえておかないと、またほかの自治体に処理してもらうと。特に雑物のほうは、八雲町の公共施設なのですね。八雲町との話合いはできているのですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 今回の残渣水、雑物の処理に関しまして、イレギュラーと言いますか、正直言いますと、その年で出る量が変わりますので何とも言えませんけれども、令和3年度に大量に出た部分を令和4年度で処理したわけですけれども、私としては、イレギュラーだったのかなと思ってございます。

今後につきましては、4月から委託先も変わりまして、そういったことがないように処理方法を考えてございます。なるべく町外の施設で処理しないような、そういった処理方法を模索しておりますので、全くないとは言えませんが、ないようにしていきたいと考えております。

あと、八雲町に処理依頼した部分では、豊浦町から協議という形で書類を出しまして、八雲町はその内容を審査して、いいですよという通知をもらう、そういう書類のやり取りだけで済んでいるということです。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** この1億数千万円の費用は、最終的に町と受託者である漁協で9対1だと。今回、いろんなアクシデント、そして対応も含めて、財政調整基金から支出することも致し方ないなと、そんな気はしているのです。
- 二、三点お尋ね申し上げますが、その処理料を明確にしないにも関わらず、漁協さんが前払いをした、町としても前払いをさせた、そこの経緯をお尋ね申し上げたい。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 残渣水、雑物の処理にかかった費用でございますが、 前払いというような考えではございません。あくまでハザカの管理運営の一環というところで 処理していただきました。それについて委託料を増額するという考えで、今回補正提案をさせ ていただいております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町側としてはそういう考えでいいですが、ここで議決されてから支払いをするわけでしょう。町として、今回の1億1,911万6,000円は、委託者に払っていませんよね。払ったのですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- 〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) お支払いはしてございません。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 私の質問の意味が分からないのですか。1回目で分かりませんでしたか。
- ○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時42分 再開 午後 1 時44分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 議決をすることによって、この金額を町で払うわけでしょう。町として漁協に払ってはいないけれども、漁協が先に払っているわけでしょう。前払いという言葉が誤解を招いたかもしれないけれども、処理するために町から処理料はもらっていないけれども、漁協としては先に払っているわけでしょう。ということは、半分以上借りになるのだわ。

月ごとに計算をしたときに、会計上目も通さない、漁協で払うときに、会計上目も通していない、チェックもしてない、判こもついていないのでしょう。そこをお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 4月から11月まで毎月処理した行為に対して、漁協では、業者からの請求書に基づきお支払いしているわけですけれども、その請求書は毎月頂いて中身をチェックしています。

先日の全協では、きちんと振り込まれたことを確認したのかというご質問があり、振込用紙

までは確認していなかったので、そこは後で一括して見せてもらいましたけれども、それ以前 の支払いについては、毎月の請求書などの写しをもらって確認してございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** あまり追及する必要もないのだけれども、言われて見たわけですよね。 言われる前からチェックしていましたか。 3月締めや9月締めなど月別については。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- 〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) 言われる前に確認してございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 受け止めましょう。

致し方ない面もあるのだけれども、この実績表などを見ると、戻し堆肥は全額町負担ですね。 戻し堆肥の処理は八雲でしたか。

様々な事情はあったかもしれないけれども、2,738万円、ここに戻し堆肥の運搬費から何からあるのですけれども、全員協議会のときも言ったけれども、様々な事情で使えなかったかもしれない。でも、戻し堆肥は間違いないのだよね。そして、町長はいつも片手間でやっていたのだ。

戻し堆肥は町の収入になる財産なのです。そこが私と大きな違いがあるのだよ。いろんな事情はあったかもしれない。ふるいにかけたりして、投げる必要はなかったのではないですか。

これはトンの計算なのか立米なのか分からないけれども、今の単価にして、10キロ詰め、あるいはトンバックで売ったとしたら、概略、幾らになりますか。

○議長(根津公男君) 渡辺議員、議会ルールとして3回までの質問ということになっていますので、まとめて質問をしていただいたほうが回数を守れると思うので、よろしくお願いいたします。

長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) トンは3,864トンで、それを立米に戻しますと約5,520 立米になります。

1 立米300円ですので、金額にすると165万6,000円という数字になります。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時51分 再開 午後 1 時52分

O議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

長谷部水産商工観光課長。

- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 戻し堆肥約3,864トン、それを全て10キロの袋で売った場合ですけれども、袋にすると19万3,200袋あります。1袋300円ですので、5,796万円という数字になります。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そのぐらいの計算になりますわね。その50%を見たとしても2,500万円以上あるわけです。でも、これを捨ててしまったのだよ。すごい損失だよね。様々な事情があったかもしれない。だから片手間ではできっこないのですから、しっかり次に向けて取り組んでください。財産ですからね。そこのところはこれ以上申し上げませんけれども、町長いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** 戻し堆肥のことですけれども、緊急的なこともありまして、1トンバッグに入れて外に積み置きしたということもございます。その中で、製品として使用できない部分も多々ございましたので、その部分については、処理せざるを得なかったという部分もございます。

もう一つ、昨日もそうですけれども、議員のほうから、大事な商品であるということで、PR、セールスして、稼げるところは稼いだらというご指摘でございました。

昨日も担当課長と協議をしまして、今後の戻し堆肥の在り方、販売等についても協議をして、 ぜひやっていこうと。今までもやっていなかったわけではないですけれども、新しく声がかか っているところもありますので、そういうところにもPRして販売できるように、販売促進に 向けて、収支改善に向けて取り組んでいくことを確認したところでございます。その辺の動き は早急にやっていきたいと思ってございますので、よろしくお願いします。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、同僚議員がおっしゃったように、町有財産の損失なのですね。これは大きな問題で、免罪されるわけにはいかない。

それを踏まえて、今、町長は、そういうことのないように、何とか活用して町の財産を確保 したいとおっしゃったけれども、できてしまったことはしようがないとはいえ、責任は取らな ければならないと思います。その取り方についてはお任せします。

ということで、私は、この件については、付帯決議というかね、漁協には払わなければならないのですよ。仕方がない。しかしながら、そういう問題があるのだということをきちっと位置づけてやっていきたい、そういう考えです。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 計論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

〇議長(根津公男君) 日程第1、議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例 の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

〇総務課長(本所 淳君) 議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定 についてご説明いたします。 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、個人情報保護制度が全国統一のルールになることから、現行の豊浦町個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定するとともに、所要の改正を行う必要があることから、本条例案を提出するものです。

2ページをお開き願います。

第1条においては、この条例の趣旨を規定したもので、個人情報の保護に関する法律の改正 法が地方公共団体に直接適用され、改正法の施行に関し、法から委任または許容されている事 項について規定したものです。

第2条においては、町の機関とこの条例で使用する用語を定義する規定でございます。

第3条においては、町の機関が個人情報を取り扱う事務について、その事務の名称や個人情報の取扱いの概要を記載した個人情報取扱事務登録簿について定めたものです。

第4条においては、自己に関する保有個人情報の開示請求をした際の、開示請求者が負担する手数料並びに写しの交付及び写しの送付に係る費用負担について定めたものです。

第5条においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、豊浦町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる事項を定めたものです。

附則といたしまして、第1条として、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条として、豊浦町個人情報保護条例は、廃止する。

第3条として、旧条例の廃止に伴う経過措置について規定したもので、この条例の施行日前 に旧条例の規定による職務上知り得た個人情報の取扱いについては、この条例の施行後も、な お従前の例によるものとします。

第4条として、豊浦町使用料及び手数料条例の一部を次のように改正します。

別冊の令和4年度分条例改正等新旧対照表でご説明しますので、1ページをお開きください。 別表第2において、参照条例の変更に伴う改正を行います。

2ページをお開き願います。

第5条として、豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を次のように改正します。

第4条第2項第7号では、個人情報の定義を規定します。

第8条第1項では、個人情報の取扱いは、法に基づき行わなければならない旨を規定するものです。

議案書5ページにお戻りください。

附則第6条として、豊浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正 に伴う経過措置として、改正前に知り得た個人情報の守秘義務等については、この条例施行後 も、なお従前の例によるものとして規定しています。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。

〇1番(山田秀人君) これは、本町の個人情報条例をリセットして、新しい法律に従うということになるのですが、最大の目的というのは、匿名加工の情報制度、そして情報連携を自治体に行わせることと言われています。

匿名の加工情報というのは、特定の個人を識別できないように加工して、個人情報を復元できないようにした情報のことで、加工されたことで非個人情報となる扱いから、結局は本人で

あるか分からないから、本人の同意を得ないで第三者に提供できるということが起こってくる わけですね。

そして、目的外利用が可能になるのだという、そういうことまでこの法律は解釈できるのですが、このようなことが可能になるということは、本町の審議会委員に対しての周知、そういう諮問というのはなされなかったのですか。これもしてはいけないのだという政府のお触れというか、そういうことになっているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 今回の条例制定において、審議会のほうにはお諮りしておりません。それというのは、現在の町の条例では、条例の改廃に関する審議については触れておりません。

ですので、町としては実施しておりませんが、新しい審議会条例においては、条例の改廃についても審議事項というふうに定めておりますので、今後については、条例の改廃等が発生するたびに、審議会にお諮りをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** これはね、結局統合されて、目的外使用も可能だという中で、それが 審議されないで、どうでもいいように使われるという、後から審議するのは遅いということな のです。

もう一つ、条例リセットの最大の目的というのは、匿名の加工情報、これは匿名加工情報制度と言うのですが、その情報連携を自治体に行わせて、教育や健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報、自治体はこういう宝を持っているわけです。巨大なビッグデータですよ。この情報を吐き出させるということが問題であって、豊浦町独自の個人情報保護策を崩して、結局は後退させることになってしまうのではなかろうかということなのですが、そういう認識はありませんか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 匿名加工情報の関係でございますけれども、改正法では確かにその取扱いができることになっております。もちろん、その法を行使すれば、豊浦町もできることにはなります。しかし、豊浦町としては、議員のご指摘のとおり、この情報の取扱いについては慎重な管理が必要と考えておりまして、豊浦町としては、特に匿名加工情報による情報の流通ということは、運用することを想定しておりません。

もし想定する場合は、本町の新条例のほうに、その取扱いについてのきちんとした条例を盛り込んだ上でなければ運用できないと考えてございますので、ご指摘のような運用は、本町においては、現在のところ考えていないということでございます。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「あり」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) 討論ありの発言がありましたので、これより討論に入ります。 最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) ただいま議題となりました、議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関

する法律施行条例の制定について、反対討論を行います。

2021年5月に成立したデジタル関連法で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利用を成長戦略に位置づけて、外部提供した企業やAIで分析させ、もうけのためにさせることを、データ改革の名で進めています。

この関連法の中の重要な柱の一つが個人情報保護法の改定で、自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして、自治体の個人情報保護制度も含む全国的な共通ルールを規定して、国の個人情報保護委員会に所管と解釈権を一元化し、全部そちらに持っていった、そういうことであります。

それは、保護法の第1条に記された個人情報保護委員会の設置が、行政機関等の事務及び事業の適切かつ円滑な運営を図ることを目的としていることから、自治体における審議会への諮問対象を限定するとともに、国の個人情報保護委員会から自治体への監視や勧告も定められています。

これは、法と国の委員会に共通ルールと解釈権を一元化するもので、自治体の条例制定権をないがしろにするものであり、認めることはできません。個人情報のデータの収集は、漏えいにつながります。100%安全な対策は不可能であります。

本人の知らない間に、加工された個人情報が提供されていた独立行政法人住宅金融支援機構から、住信SBI銀行に年収や家族構成、職業、郵便番号など約118万人分の加工された個人情報が、本人も町民への情報提供のツールとして活用しているLINE、これらの利用者情報が、中国の委託企業で閲覧できる状態であったことも発覚しております。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであります。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権でもあります。これを危うくする保護法に一元化する条例の制定には、反対を表明するものであります。

以上、反対の理由といたします。

○議長(根津公男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は、起立により行います。

議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり 決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

〇議長(根津公男君) 次に、日程第2、議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会 条例の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に ついてご説明いたします。

豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、個人情報保護制度が全国統一のルールとなることを受け、現行の豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止し、新たな条例を制定する必要があることから、本条例案を提出するものです。

8ページをお開き願います。

第1条においては、本条例の趣旨について定めたもので、豊浦町情報公開・個人情報保護審査会の設置並びにその組織及び運営についての基本的事項について定めたものであることを規定しています。

第2条においては、審査会が、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく諮問に対する調査審議をするため、地方自治法第138条の4第3項による町長の附属機関として設置することを定めたものです。

第3条においては、審査会は、委員5人以内で組織することを規定したものです。

第4条においては、審査会の委員の委嘱、任期、職務上の義務を定めたものです。

第5条においては、審査会の会長及び副会長について定めたものです。

第6条においては、この条例における用語の定義を定めたものです。

10ページをお開き願います。

第7条においては、実施機関から諮問された事件についての審査会の調査権限について定めたものです。

第8条においては、審査会に提出された意見書または資料の内容が分からなければ、審査請求人等が適切な反論等を行うことができないため、審査請求人等から提出された意見書または 資料の送付や閲覧を求めることができることを定めたものです。

第9条においては、審査会の審査請求の調査審議については、第7条、第8条に定めるところによるもののほか、行政不服審査法の規定に基づき行うことを定めたものです。

第10条においては、審査請求以外の調査審議の際に、必要に応じて実施機関や町の機関、その他関係者に必要な協力を依頼することができることを定めたものです。

第11条においては、審査請求の調査審議の手続については、非公開とすることを定めたものです。この手続は、秘密性のある行政文書や個人情報を取り扱う審査会の性格を踏まえ、非公開としたものです。

第12条においては、審査会の運営に関し必要な事項の規則への委任について定めたものです。 第13条においては、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものです。罰則の内容 は、情報公開・個人情報保護審査会設置法に準じたものとなっております。

附則といたしまして、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

12ページをお開きください。

第2条として、改正個人情報保護法が直接地方公共団体に適用されることになったため、豊 浦町情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止することについて規定したものです。

第3条として、旧条例の廃止に伴う経過措置について規定したもので、旧審査会の委員である者またはあった者の守秘義務は、この条例施行後も、同様の義務を課すことを規定したもの

です。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 計論はありませんか。

(「あり」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 討論ありの発言がありましたので、これより討論に入ります。 最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。 山田議員。

○1番(山田秀人君) 議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、反対討論を行います。

この条例制定も、議案第19号と関連がありまして、政府で決めた新しい個人情報保護に関する法律が土台となっております。

この個人情報については、国の個人情報保護委員会に所管と解釈権を一元化されたということでありまして、自治体における審議会に諮問すべき対象事項を限定しているということが、この本法律でもうたわれております。ですから、以前の法律のほうが、審議会できちっとできることになるわけであります。

よって、先ほども言ったとおり、自治体の条例制定権をないがしろにするものであり、認めることはできません。

以上、反対理由といたします。

○議長(根津公男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案の とおり決しました。

◎議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正について

〇議長(根津公男君) 日程第3、議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正についてご説明いた します。

豊浦町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、個人情報保護制度が全国統一のルールとなることから、所要の改正が必要となり、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、令和4年度分条例改正等新旧対照表によりご説明しますので、3 ページをお開き願います。

まず、目次において、第3章の目次名を変更します。

第6条第1項第1号から7ページの第7号において、個人情報の定義は、個人情報の保護に 関する法律に基づき一律に規定されることとなったことを受け、条文を整理いたします。

8ページをお開きください。

第8条から第14条までにおいて、参照条項を変更します。

第19条第1項においては、条文の整理、第3章においては、章名を変更します。

10ページをお開きください。

第23条においては、字句の修正と参照条項を変更します。

議案書16ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項については、この条例による改正後の豊浦町情報公開条例第6条の規定は、この条例 の施行の日以後に行われる新情報公開条例第10条第1項の規定による公開請求に対する決定等 について適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「あり」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) 討論ありの発言がありましたので、これより討論に入ります。 最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例の改正については、先ほどから申し上げているとおり、個人情報の保護に関する法律が改正され、これに基づき本町の条例を全てリセットして、新しく国が制定した個人情報に関する法律に基づいた条例改正となっております。

ゆえに、この条例は、もともとある本町の改正前の条例をそのまま踏襲すべきであるという ことで、そのほうが個人情報を保護することが強いということでありますので、反対の理由と いたします。

○議長(根津公男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正についての採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の 方の起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎発議第1号 豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長(根津公男君) 日程第4、発議第1号 豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例の 制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長(山田秀人君) 発議第1号であります。

豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。

提案理由の説明の前に、本条例の提案に至るまでの経過について説明いたします。

これまで、議会及び本町の執行機関における個人情報の取扱いについては、豊浦町個人情報保護条例で必要な条項を定め、適正な取扱いがされてきたところであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られることとなり、令和5年4月1日より、同法の規定が、国の行政機関、地方公共団体の機関等には直接適用されることになりました。

しかしながら、議会においては、国や裁判所と同様に、この国の法律で定められたものとは 適用対象外であります。このことから、議会における個人情報の取扱いは、自立的、独自な対 応に委ねられることになりました。

このことから、豊浦町議会における個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとし、本案について提案するものであります。 それでは、提案理由についてご説明をいたします。

本案は、豊浦町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものであります。

裏面の別紙には、豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例、目次でありますが、この条例は、6章立てと附則で構成されています。

初めに、第1章では、総則について定めるもので、条例の目的や定義及び議会の責務について規定しています。

4ページになりますが、第2章、個人情報等の取扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従業者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に関する措置要求など多岐にわたっております。

10ページ、第3章では、個人情報ファイルについて定めるものであります。

11ページでは、第4章、開示、訂正及び利用停止について定めるものであります。

第1節は、開示について定めるもので、開示請求権、開示請求の手続など多岐にわたっております。その他、法令による開示の実施と調整、開示請求の手数料について規定しております。 17ページ、第2節では、訂正について定めるものであります。

訂正決定等の期限や訂正決定等の期限の特例などを規定しているものであります。

18ページは、第3節、利用停止について定めております。

20ページ、第4節では、審査請求について定めているものであります。

21ページ、第5章では、雑則について定めるものであり、個人情報の取扱いに関する苦情処理や審議会への諮問、施行の状況の公表、委任について規定しているものであります。

22ページは、第6章、罰則について定めております。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日より施行するものであります。 以上、提案理由の説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎委員会報告

○議長(根津公男君) 日程第5、予算審査特別委員会の委員長より、付託した案件について の審査が終了した旨の報告がありましたので、これを受けることといたします。

付託案件の議案第3号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第5号 豊浦町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第6号 豊浦町職員定数条例の一部改正について、議案第7号 豊浦町墓地条例の一部改正について、議案第8号 豊浦町国民健康保険条例の一部改正について、議案第9号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第11号 令和5年度豊浦町一般会計予算について、議案第12号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計予算について、議案第13号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計予算について、議案第14号 令和5年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第15号 令和5年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第16号 令和5年度豊浦町の共下水道事業特別会計予算について、議案第17号 令和5年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第18号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について並びに議案第27号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

ここで、委員長報告の前に休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分再開 午後2時45分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、予算審査特別委員会の委員長報告を求めます。

予算審査特別委員会、大里委員長、登壇願います。

○5番(大里葉子君) 本委員会に付託された各議案につきましては、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

審査の経過及び結果。

当委員会に付託された議案第3号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第18号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について並びに議案第27号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正についての審査につきましては、3月10日から15日までの4日間の日程で開催することとしていましたが、関係職員から詳細な説明を受けるなど、慎重に行ったことから、予定を変更し、休会日である16日を追加した1日多い5日間の審査日程となりました。

各議案の審査結果については、いずれも原案どおり決しましたが、議案第11号 令和5年度 豊浦町一般会計予算及び議案第14号 令和5年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算につい ては、反対討論が行われたものの、賛成多数で可決すべきであると決定しました。

審査意見として、1、本町の道しるべである第6次総合計画は、10年計画内の6年目を迎えるが、令和5年度から始まる後半戦の新たなスタートを切るに当たり、今後5年間の総合的かつ計画的なまちづくりを進める各施策に関する予算が計上されていない。各会計を検証し、計画に基づく事業展開に努められたい。

- 2、高齢者福祉の充実施策である高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は、令和5年度が最終年度となることから、現計画に基づく高齢者の支援や高齢者の介護予防事業を検証するとともに、改善し、フレイル予防に努め、介護を要する状態になっても、町民が適切な介護サービスを利用できるように取り組んでいただきたい。
- 3、北海道の令和5年度予算の中で、ゼロカーボン北海道、デジタル化、観光イベント、一次産業、教育、環境と予算が計上されたが、本町は、国の政策も含め、北海道が進める事業に沿った取組が網羅されていないのではないか。
- 4、PDCAサイクル、計画、実行、評価、改善が機能していないのではないか。行政活動の実績と成果を適切に評価し、改善の方向性を検討する仕組み、透明性の高いPDCAサイクルを確立することが強く求められる。
- 5、漁業系一般廃棄物のリサイクル堆肥について、廃棄物量に対する生産量が不明確であり、 価格も適切なものとは言えないことから、十分に検証し、バイオガスプラント運営事業における多大な赤字を補填するためにも、販路拡大、収益確保に鋭意努め、歳入歳出の均衡を図られたい。
- 6、全体を通して財政運営に関する指摘があることからも、メリハリのある基金の繰出しや 将来を見据えた事業投資など、地方債の残高や各年度の償還額を踏まえ、将来的な投資計画を 立案すること。また、基金や償還財源の確保に努めるとともに、安定的な財政運営を確立する ため、投資計画に基づき、着実な検証をしながら執行すること。

以上の意見があったところです。

町理事者におかれましては、これらの審査意見に留意され、町民の生活への適切な予算執行に努めていただくとともに、町民負担の軽減と財政運営の安定のため、経費の節約など、一層の工夫、努力を求めることを申し添えて、委員長報告といたします。

予算審査特別委員会委員長、大里葉子。

○議長(根津公男君) 大里委員長、大変お疲れさまでございました。

予算審査特別委員会の委員長報告が終わりました。

◎少数意見の報告

〇議長(根津公男君) 次に、本件については、山田秀人議員から、会議規則第71条第2項の 規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

山田秀人議員、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 少数意見の報告をいたします。

令和5年3月10日から3月16日に開催された予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり報告いたします。

議案第11号 令和5年度豊浦町一般会計予算について、議案第14号 令和5年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第18号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算については、委員長報告のとおり可決となりましたが、会議規則第71条第2項の規定に基づき、次のとおり少数意見として留保するものであります。

まず、令和5年度の豊浦町一般会計予算についてであります。

地域交通におけるコミュニティバス運行委託事業は、他交通機関との接続に不具合が生じていることから、時間のロスを生じ、利用されない便もあるため、無駄を省き、有効な運行を求める。

公害対策では、貫別川流域の汚染が懸念され、調査地点を増やし、水質調査を実施し、水質 の改善を図ること。

漁業系雑物のリサイクルセンターにおける雑物の処理後の肥料製造において、計画的な生産量が明示されない状況となっています。製品の販売先や流通方法の確保が不明確な状態となっており、売上額が根拠のない計上となっております。リサイクルセンター運営に関する委託内容も不明確であり、受託者への仕様も含め、従前とは異なる確固とした契約内容が求められるものであります。

リサイクルセンターにおける雑物や残渣水の処理、それからバイオガスプラントの運営状況は、今後、四半期ごとの報告を行い、情報の共有化を図るべきものと考えるものであります。

漁業系一般廃棄物処理において、運搬業務が伴ってくるが、令和2年及び令和3年には、住民監査請求の対象となる無許可収集運搬業者への違法公金支出が判明しました。今後のリサイクルセンターの業務委託において、コンプライアンスを徹底するよう強く求めるものであります。

令和4年度からの国民健康保険税率改正に伴い、国保税の増額による一般会計からの繰出しは行っているものの、住民、つまり加入者、被保険者でありますが、負担増を生じており、軽減措置において子育て支援が不十分なため、対策を講ずること。

公共事業については、最低価格制度を設定せず、競争の原則を踏まえた入札を実施し、一般 競争入札を場合によっては導入実施すること。

教育費における高齢者教育事業の乏しい内容のため、魅力ある事業が展開されず、参加者が

毎年減少しているものであります。また、公民館講座は、近隣の市町に比較しても充実しているとは言えず、町民のニーズに沿った事業であるよう努めること。これらの抜本的な対策が求められるものであります。さらには、ALT外国語指導助手事業は、漫然とした雇用ではなく、大学等の教職課程を履修した人材の登用や雇用期間の設定など、見直しが必要ではないかということであります。

また、学校給食無償化は、現在、多くの自治体に広がりつつあり、本町は半額助成をしておりますが、無償化の波は避けられません。憲法第26条では、義務教育は無償とすると規定されております。

これまで、行政側は、学校給食法11条で、給食は保護者の負担を理由に拒んできました。しかし、学校給食法が、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、それから、地方自治体が全額補助することを否定しないとの見解を、文部科学大臣が、最近、国会で答弁したことにより、各地で無償化が進んでおります。

本町においては、350万円の補助事業の金額で実施をしておりますが、無償化に向けた事業展開を求めるものであります。

財務会計では、基金を当てにした財政運営をしておりますが、財政構造を鑑み、身の丈に合った事業展開が重要であります。

公共施設個別計画による適切な地方債発行を計画的に執行することが求められています。また、今後の行政運営が、急激に基金が減少しないよう、不要不急の事業の見直しを行い、地方 自治の本旨である住民の福祉の増進が求められるものであります。

基金の積立状況は、年々減少傾向にあります。本年の取崩しを鑑みると、3年ないし4年で底をつくような状況であります。最小の歳出で最大の効果を上げるよう、基金の有効利用を図ることであります。

次に、令和5年度豊浦町国民健康保険事業特別会計についてであります。

政府の国保会計への抜本的課題を残したまま、国保税の負担を被保険者に押しつけようとしています。中小零細企業の労働者が加入する協会けんぽ、つまり社会保険でありますが、この 2倍弱の負担になっております。

さらに問題なのは、令和4年度から、激変緩和と称し、毎年5年間連続して税率を上げる条例にしたため、加入者の負担はますます増加しています。政府は、国民の声に押され、家族が多ければ多いほど増額になる均等割課税に負担軽減を設けましたが、低所得者家族や年金生活者の生活は改善されず、低所得者が多い本町独自の軽減及び減免策が必要であります。

次に、令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算についてであります。

病院改革プランに基づく事業運営を目指しておりますが、本年度から、一般病床から療養型へと転換されます。今後の経営の見通しを推測するも、現在の経営状況に比べると、好転の兆しはなかなか見えてこないと思われます。さらなる経営努力と町民が安心して受診できる体制が望まれます。

以上、大きく分けて三つの会計に触れて、少数意見の留保を提出するものであります。

○議長(根津公男君) 以上で、少数意見の報告が終わりました。

これで、令和5年度予算審査特別委員会とこれに伴う少数意見の報告が終わりました。

議案第3号から議案第18号並びに議案第27号に対する質疑については、議長を除く全員で構成する特別委員会における付託議件の審査であることから、議会の運営に関する基準第7章第1節第2号の規定に基づき、これを省略し、直ちに討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決については、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、採決については起立により行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会に付託した議案第3号から議案第18号並びに議案第27号については、委員長報告のとおり決することに賛成する方の起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第3号から議案第18号並びに議案第27号につきましては、委員長報告のとおり 決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月17日

議長

署名議員

署名議員